

「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会の設置について」の一部改正について（案）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1. 設置の趣旨</p> <p><u>「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」（以下「新規胚研究指針」という。）及び「ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下「提供胚研究指針」という。）</u>の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 検討事項</p> <p><u>(1) ヒト受精胚を作成して行う遺伝性・先天性疾患研究等についての審査・報告</u></p> <p><u>ヒト受精胚を作成して行う遺伝性・先天性疾患研究等の実施又は計画の実施に当たり、研究計画の策定又は変更についてヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、研究計画の新規胚研究指針への適合性について審査を行うこと。</u></p> <p><u>(2) ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告</u></p> <p><u>ヒト受精胚の提供を受けて行う遺伝情報改変技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究の実施又は計画の実施に当たり、研究計画の策定又は変更についてヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、研究計画の提供胚研究指針への適合性について審査を行うこと。</u></p> <p><u>(3) その他</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 委員会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策</p>	<p>1. 設置の趣旨</p> <p><u>「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」（以下「指針」という。）</u>の運用に関し、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 検討事項 (新設)</p> <p><u>(1) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告</u></p> <p><u>ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究の実施又は計画の実施に当たり、研究計画の策定又は研究計画の変更について、ヒト受精胚の尊重その他倫理的観点から、研究計画の指針への適合性について審査を行うこと。</u></p> <p><u>(2) その他</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 委員会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課において</p>

課において処理する。

(2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省健康・生活衛生局長と協議の上、これを定めるものとする。

処理する。

(2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議の上、これを定めるものとする。